

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じて いただいた大規模施設等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金について (6月21日以降の時間短縮分)

県では、県内の12市を、まん延防止等重点措置を講じるべき区域としていますが、感染状況等を踏まえ、6月21日から措置区域を11市に変更することとしました。

県では、まん延防止等重点措置を講じるべき区域内における、床面積が1000㎡を超える施設等に対する営業時間短縮等の要請について、県内の感染状況等を踏まえ、7月11日まで継続することとしました。

これに伴い、要請に御協力いただいた大規模施設及び当該施設の一部を賃借するテナント・出店者等に対し、協力金を支給します。

1 支給対象

原則として、令和3年6月21日から7月11日までの全期間、まん延防止等重点措置を講じるべき区域内で要請に御協力いただいた以下の施設等

(千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市)

- ・特別措置法24条第9項に基づく1,000㎡超の大規模施設(物品販売業を営む店舗(食品、医薬品等生活必需物資の店舗を除く)、運動施設・遊技場、遊興施設、サービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)等)
- ・上記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント・出店者等
- ・1,000㎡超のイベント関連施設[※]等の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント・出店者等
※ 集会場、展示場、ホテル・旅館(集会の用に供する部分)、テーマパーク、遊園地等

2 主な支給要件及び支給額

(1) 主な支給要件

- ・20時から翌朝5時まで(イベント開催については21時から翌朝5時まで) 営業自粛すること

- ・酒類を提供する場合は、11時から19時までとすること（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）。また、1グループは2人までとし、入店から退店まで90分以内とすること（飲食店の取り扱いによる）
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること など

(2) 支給額

以下の区分に応じて算定した日額×21日分

6月21日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月25日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月11日までの日数分を支給します。

	大規模施設	テナント・出店者等
支給額	休業面積1,000㎡毎に2.0万円 ×「短縮した時間／本来の営業時間」	休業面積100㎡毎に2万円 ×「短縮した時間／本来の営業時間」

- ※ 大規模施設における支給対象のテナント店舗等数が10以上の場合、1店舗につき2千円が加算されます。その他の加算等についてはホームページを御参照ください。
- ※ 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

3 予算について

補正予算額 35.5億円

- ※ 財源は全額国庫支出金
- ※ 6月議会に補正予算案を計上します。

4 感染拡大防止対策協力金についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金（大規模施設・テナント等）コールセンター

【電話番号】0120-297107

【受付時間】午前9時から午後6時まで（土・日・祝含む）